

国を越えた紛争案が北京で円満に解決

近頃、中国の某会社がその登録商標専用権を侵害した、とダナ・コーポレーション社(アメリカ)が申請し、不当競争となった紛争案が北京二中院で円満に解決された。

ダナ・コーポレーション社は全世界でも500強に入る企業である。執行を受けた人物は早い時期、訴訟がまだ完結していない頃から既に会社設立の際の建物借用や借り賃の返済を行っており、会社の財産を調査するすべはなく、会社の法定代表人も行方が分からない状態になっていた。引受人は現地の公安機関を通してこの法定代表人の身分証明書を見つけ出し、それを頼りに家の住所と行方を捜し出した。さらに、現地の住民委員会に今回の件への協力を求め、いろいろな方の努力の末、執行を受けた法定代表人は自発的に裁判所へ出向き、判決で確定された負債を一度に全額支払った。

中国知識産権報 2005-06-09

国家司法試験 2005年から香港・マカオでも試験場を設立

香港・マカオの住民が国家統一司法試験に参加しやすいように、中国司法部は香港特別行政区律政局とマカオ特別行政区行政法務局の提案に同意し、2005年から香港とマカオに試験区域・試験場を設立し、国家司法試験を行うことになった。

これにより、香港・マカオにおいて仕事・学習或いは居住している香港・マカオの住民は、現地において試験組織が業務を行っている機関の指定する申込所に志願することができる。内地で仕事・学習或いは居住している香港・マカオの住民も香港・マカオにおいて、申込みことができる。この場合、志願希望者は内地にある司法行政機関指定の申込所に志願し、関連規定に基づいて資料を提出すべきとされている。

2005年国家司法試験要綱 2005-06-21

マドリッド商標の国際登録申請量、中国での伸び率が世界一

国家工商総局商標局が公表した報道で、世界知的財産組織が公布した統計データによると、2004年中国のマドリッド商標の国際登録申請量は1015件に達し、昨年に比べて115%の増加を見せ、世界一の伸び率を記録した。さらに、77カ国のマドリッド同盟構成メンバー国において、中国の出願量は8番目となっている。これに関し、世界知的財産組織関係の責任者は、中国が唯一、発展途上国として申請量で10位内に入っていることを紹介している。

しかし、商標の保護意識及び法律に関わる知識において、中国企業と先進国企業の間には、やはり一定の格差があると専門家は指摘している。2003年9月までに外国企業がマドリッドシステムを通して中国で登録した商標は13万件を超えるが、中国企業がこのシステムを通して提出した申請の数はわずか2995件である。このシステムが十分に重視されていないことから、現在、中国の内陸部が有している著名商標の約15%が海外で先行登録されている。

「マドリッド協定」によれば、構成メンバーの登録国は直接、世界の知識産権組織に出願し、各登録国において同時に商標登録を進めることが出来る。費用も最初の一度だけ納めればよく、通常は申請日から一年半の間に全ての登録が完成できる。中国は、中国企業が「走出去(出て行く)」戦略を実施できるようにするため、1989年と1995年に「商標国際登録マドリッド協定」及び「商標国際登録マドリッド協定に関する協定書」に加入した。よって、中国企業は、他国において、自己商標の権益を有効に保護して開通させるための便利で早い、経済的節約ができる商標国際登録への道を切り開いた。

中国知識産権報 2005-06-23

東林とシーメンスが商標紛争の和解をし、firefly 商標を提携

一年もの間、シーメンスの先行登録と争っていた中国二企業の商標案が終わりを告げた。海信とシーメンスが和解した後、続いて、中国の東林グループが昨日、声明を発表。東林とシーメンスは firefly(ホタル)商標で和解し、全世界において、照明類や電子部品類の商標権で双方がそれぞれ一部類を獲得することとなった。よって、シーメンスと中国二企業の商標紛争は円満に解決された。

<http://tech.tom.com>